# 旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 〇 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法(以下「法」 という)」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

## 1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方 (母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方 (母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを 受けた方を除きます)

### 2. 一時金の請求手続きについて

- お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください(郵送による提出も可能です)。
- ・請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は、厚生労働省のホームページに掲載している ほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・請求期限は、令和6年4月23日です。 ※ 請求書の記載事項や添付書類については裏面をご覧下さい。

## 3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320万円(一律)です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

# 4. お問い合わせ先

<長野県 旧優生保護法一時金受付・相談窓口>

**○電話番号 0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 4 3 (専用電話)** ○FAX 番号 026-235-7170

○受付時間 8:30~17:15 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

○所在地 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁保健・疾病対策課(本館4階)(E-mail アドレス: boshi-shika@pref. nagano. 1g. jp)

※このほか、裏面に記載の保健福祉事務所(保健所)でも受付等を行います。

#### こども家庭庁旧優生保護法一時金相談窓口

し 電話番号 03-3595-2575

FAX 03-3595-2753

- ☑ メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp
- ◎ 受付時間 10:00~18:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始都余。)

※窓口に関する詳細は、旧優生保護法一時金特設サイトや各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

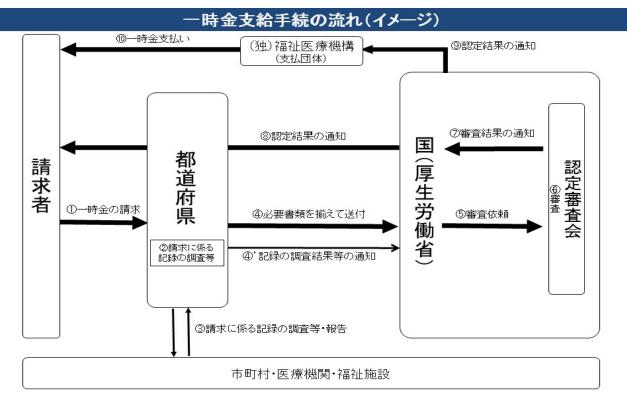
旧優生保護法一時金特設サイト





#### 請求書の記載事項や添付書類について

- ●請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日 (時期)、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- ●請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
  - 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
  - ・現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書(特に優生手術 などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、 可能な限り請求書とあわせて提出してください。)
    - ※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりま すので、都道府県の窓口にご相談ください。
  - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など(一時金の支給が認められた場合、診断書 作成費用が支給されます)
  - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類(通帳や キャッシュカードの写しなど)
  - ・その他請求に係る事実を証明する資料(例:障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療 機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など)



- 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住 している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。 ※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤~②は省略。

#### <長野県における一時金の受付等窓口>

<u> </u>		
名 称	住 所	電話番号
保健・疾病対策課 母子保健係	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7143
佐久保健福祉事務所健康づくり支援課	佐久市跡部 65-1 佐久合庁内	0267-63-3163
上田保健福祉事務所健康づくり支援課	上田市材木町 1-2-6 上田合庁内	0268-25-7154
諏訪保健福祉事務所健康づくり支援課	諏訪市上川1丁目1644-10諏訪合庁内	0266-57-2927
伊那保健福祉事務所健康づくり支援課	伊那市荒井 3, 497 伊那合庁内	0265-76-6836
飯田保健福祉事務所健康づくり支援課	飯田市追手町 2-678 飯田合庁内	0265-53-0444
木曽保健福祉事務所健康づくり支援課	木曽郡木曽町福島 2, 757-1 木曽合庁内	0264-25-2232
松本保健福祉事務所総務課	松本市大字島立 1,020 松本合庁内	0263-40-1937
大町保健福祉事務所健康づくり支援課	大町市大町 1,058-2 大町合庁内	0261-23-6526
長野保健福祉事務所健康づくり支援課	長野市中御所岡田 98-1	026-225-9039
北信保健福祉事務所健康づくり支援課	飯山市大字静間 1340-1	0269-62-6104